

**青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

子育て支援の更なる充実を図るため、義務教育就学期にある児童の通院にかかる医療費に関し、市独自の助成事業を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例**

青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額」を削る。

第 7 条の見出し中「一部負担金相当額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条中「、別表に規定する一部負担金相当額および入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を」を「、入院時食事療養を受けた場合に限り、第 5 条第 1 項に規定する食事療養標準負担額を」に改める。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 0 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行

する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養にかかる医療費の助成について適用し、同日前の療養にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。